

小平市立学校における医療的ケアの実施に関するガイドライン（案）の策定について

1 背景

医療技術の進歩に伴い、人工呼吸器や胃ろう等を使用し、喀痰吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等（以下「医療的ケア児」という。）が年々増加するとともに、特別支援学校以外の小中学校においても、医療的ケア児が在籍するようになるなど、医療的ケア児を取り巻く環境が変わりつつある。

国では、平成31年3月の「学校における医療的ケアの今後の対応について（通知）」により、小中学校等を含む全ての学校における医療的ケアの基本的な考え方や医療的ケアを実施する際に留意すべき点等を整理し、医療的ケア児への対応を推進している。

また、令和3年6月には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が公布され、同年9月に施行された。同法において、各地方公共団体は、自主的かつ主体的に、医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を有することに加え、学校の設置者は、設置する学校に在籍する医療的ケア児に対し、適切な支援を行う責務を有することが定められた。

2 小平市の近年の医療的ケア児の在籍状況

令和5年度現在、小平市立学校にも医療的ケア児が在籍しており、保護者が医療的ケアを行っている。

3 課題

- ・看護師配置がないため、保護者の付き添いがないと地域の小中学校には通うことができない。
- ・保護者が児童に付き添うことにより、保護者に時間的な制約が生じる。

4 ガイドライン（案）の策定

このような状況の中、今後、小平市立小中学校に在籍する医療的ケアを必要とする児童・生徒に医療的ケアを実施する看護師を配置し、医療的ケア児が安心して学校生活を送ることができるようにするとともに、保護者の負担を軽減する事業を実施するため、医療的ケア児の受入れ及び医療的ケアの実施等について、基本的な考え方や各関係機関の役割、事務手続き等について示すガイドライン（案）を策定し、各方面から意見聴取を行い調整する。

5 医療的ケア児に対する看護師の配置の実施時期

令和6年4月

6 今後のスケジュール（予定）

令和5年 9月26日 小平市特別支援教育推進委員会（報告）

令和5年10月24日 ガイドラインの公表